

**重要・保存版****【訂正版】台風や地震に対する非常措置について(お知らせ)**

「京都市」（テレビ・ラジオでは、「京都南部」・「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に、台風などにより「**特別警報（大雨，暴風など全種類）**」または「**暴風警報**」が発令された場合、「**震度5弱以上**」の地震が発生した場合、本校では下記のような措置をとります。非常時にはテレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意して行動してください。

**1 特別警報（大雨，暴風など全種類）について**

- (1) 警報発令が登校時間より前の場合は、警報が解除されるまでは命を守る行動をとることを最優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

深夜0時まで解除になった場合	5校時(12:55)から始業	給食×
深夜0時現在，特別警報発令中の場合	臨時休業	給食×

- (2) 警報が在学中に発令された場合は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分考慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

**2 暴風警報について**

- (1) 警報発令が登校時間より前の場合は、警報が解除されるまでは命を守る行動をとることを最優先し、自宅待機させてください。

- (2) 警報が解除された場合

午前7時まで解除になった場合	平常授業(8:25始業)	給食○
午前9時まで解除になった場合	3校時(10:25)から始業	給食○
午前11時まで解除になった場合	5校時(12:55)から始業	給食×
午前11時現在，警報発令中の場合	臨時休業	給食×

- (3) 警報が在学中に発令された場合は、「**特別警報**」の場合と同様です。

**3 避難勧告・避難指示（緊急）について**

- (1) 水害による、校区内の学区【竹田学区，藤森学区，砂川学区】のいずれかに避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合は、「**暴風警報**」の場合と同様の措置をとることとします。在学中に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合は、「**特別警報**」の場合と同様です。

**4 震度5弱以上の地震発生について**

- (1) 登校前に発生した場合

京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、基本的に臨時休業とします。

下校後，深夜0時まで発生した場合	翌日が臨時休業
深夜0時以降，登校までに発生した場合	当日が臨時休業
休業日，休業前日に発生した場合	原則として休業明けの登校日を臨時休業

なお、安全が確認でき、授業等を実施できると判断した場合は、ホームページやPTAメール配信により、連絡をします。

- (2) 在学中に発生した場合

原則として学校に留め置き、保護者の方に引き渡しを行います。引き取りに際しては、「引き渡しカード」へのご記入をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。